

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和8年5月22日（令和8年（行情）諮問第683号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第664号）

事件名：自由民主党外交部会における説明資料として作成された文書のうち特定期間に作成された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和8年4月17日付け情報公開第00193号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）（略）

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（3）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和8年2月16日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、20件の文書を特定し、うち2件を部分開示、18件を開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和8年4月21日付けで、以下を求める審査請求を行った。

（1）（略）

（2）一部に対する不開示決定の取り消し。

(3) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の20文書である。

3 審査請求人の主張について

(1) (略)

(2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張する。本件審査請求を受けて改めて確認したが、原処分で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年5月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月10日 | 審議 |
| ④ 同年10月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は改めて検討した結果、不開示部分については全て開示するとの説明があったことから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、外務省が自由民主党外交部会における説明のために作成した資料の開示を求めるものであるところ、本件請求文書の開

示請求書には、「2025-00605で特定された後に作成されたものの全て」と記載されていることから、外務省が自由民主党外交部会の会議における説明のために作成した資料のうち、別件開示請求（開示請求番号2025-00605）の開示請求受付日の翌日である令和7年11月19日から本件請求文書の開示請求受付日である令和8年2月16日までに作成された文書を求めているものと解し、本件対象文書を特定し、原処分を行った。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記(1)ア及びイの諮問庁の説明は、不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

自由民主党外交部会における説明資料として作成されたもののうち2025-00605で特定された後に作成されたものの全て。

2 本件対象文書

文書1	20251120	最近の日中関係について
文書2	20251120	第3回日・インドネシア外務・防衛閣僚会合について
文書3	20251125	G20サミットについて
文書4	20251125	最近の日中関係について
文書5	20251127	令和7年度補正予算案（概要）
文書6	20251208	中国軍機による自衛隊機へのレーダー照射について
文書7	20251209	国連における「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」決議
文書8	20251209	国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）
文書9	20251209	最近のウクライナ情勢について
文書10	20251209	中国軍機による自衛隊機へのレーダー照射について
文書11	20251218	QRコード付：査証手数料の見直しについて
文書12	20251218	令和8年度予算折衝の現状
文書13	20251218	旅券法改正の概要
文書14	20260109	ベネズエラ情勢
文書15	20260109	中国による日本向けデュアルユース品目の輸出管理強化
文書16	20260109	東シナ海資源開発問題
文書17	20260115	イラン情勢（イラン国内における抗議デモ）
文書18	20260115	上下院対日中決議
文書19	20260115	日韓首脳会談
文書20	20260115	米国の国際機関等離脱表明